

2024年（令和6年）国民スポーツ大会

SAGA2024有田町実行委員会  
第3回常任委員会

**SAGA  
2024**

国スポ・全障スポ

**新しい大会へ。**

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和5年4月18日（火）15時00分

会場 有田町生涯学習センター北館3階 視聴覚室

# SAGA2024有田町実行委員会

## 第3回常任委員会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員の交替について

4 報告事項

(1) SAGA2024有田町実行委員会令和4年度事業報告及び決算書について

(2) SAGA2024有田町実行委員会令和5年度事業計画(案)及び予算書(案)について

(3) SAGA2024有田町実行委員会第3回各専門委員会における審議結果について

5 審議事項

第1号議案 有田町情報通信基本計画(案)について

第2号議案 有田町リハーサル大会競技別輸送計画(案)について

6 その他

7 閉 会

**S A G A 2 0 2 4 有田町実行委員会  
第3回常任委員会**

**報 告 事 項**

## 令和4年度SAGA2024有田町実行委員会事業報告

## 1 会議等の開催

## (1) 総会

## 第2回総会 (R4.6.2開催)

- ・第2回常任委員会における議決事項の報告
- ・開催推進総合計画の議決
- ・令和3年度事業報告の議決
- ・令和3年度収支決算の議決
- ・令和4年度事業計画の議決
- ・令和4年度収支予算の議決

## (2) 常任委員会

## 第2回常任委員会 (R4.5.23開催)

- ・第2回各専門委員会委任の各種要項について議決事項の報告
- ・令和3年度事業報告・収支決算、令和4年度事業計画・収支予算(案)の報告
- ・第1回・第2回各専門委員付託の各種計画について審議結果の承認議決

## (3) 専門委員会

## 第3回専門委員会(総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通) (R5.10.26開催)

- ・栃木国体視察報告
- ・各種要項・要領の議決
  - ①服飾整備要項                      ②遺失物・拾得物取扱要項                      ③保険加入要項
  - ④広報記録実施要項                      ⑤PRポスター募集要項                      ⑥案内所設置運営要項
  - ⑦休憩所設置運営要項                      ⑧情報通信業務実施要項                      ⑨大会弁当調達要項
  - ⑩医療救護実施要領                      ⑪防疫対策実施要領                      ⑫食品衛生対策実施要領
  - ⑬環境衛生対策実施要領
- ・各種計画の審議
  - ①リハーサル大会競技別輸送計画    ②情報通信基本計画

## 2 佐賀県・競技団体・その他関係機関等との連絡調整

## (1) 佐賀県会議

- R4.5.19 第18回市町連絡会議、第5回国民スポーツ大会競技運営連絡会議
- R4.7.26 SAGA2024 実行委員会第12回総会
- R4.11.21 第19回市町連絡会議、第6回国民スポーツ大会競技運営連絡会議
- R5.3.29 SAGA2024 実行委員会第13回総会

## (2) 競技団体との連絡会議

## 《ウエイトリフティング関係》

- R4.7.3 佐賀県WL協会及び有田工業高校との打合せ
- R4.11.6 佐賀県WL協会理事会にて現況報告 競技システム研修への役員派遣を依頼
- R5.1.21 佐賀県WL協会理事会にて現況報告 システム研修の情報共有ほか
- R5.2.5 佐賀県WL協会との打合せ 有田工業高校保管現有競技用具の現地確認

## 《軟式野球関係》

- R4.5.20 第6回軟式野球6市町担当者会議(鹿島市役所)
- R4.6.14 佐賀県軟式野球連盟事務局長及び6市町打合せ会議(佐賀市資源化センター)
- R4.6.22 第7回軟式野球6市町担当者会議(嬉野市役所)
- R4.6.28 第8回軟式野球6市町担当者会議(武雄市役所)

- R4. 7. 7 第9回軟式野球6市町担当者会議(武雄市ひぜしんスタジアム)
- R4. 7. 20 第10回軟式野球6市町担当者会議(伊万里市役所)
- R4. 8. 18 第11回軟式野球6市町担当者会議(武雄市ひぜしんスタジアム)
- R4. 9. 16 天皇杯全国軟式野球大会監督会議視察(ホテルニューオータニ佐賀)
- R4. 10. 21 第12回軟式野球6市町担当者会議(伊万里市役所)
- R5. 1. 6 第13回軟式野球6市町担当者会議(武雄市役所)
- R5. 1. 10 佐賀県軟式野球連盟事務局長及び6市町打合せ会議(佐賀市資源化センター)
- R5. 1. 30 佐賀県軟式野球連盟事務局長及び6市町打合せ会議(佐賀市資源化センター)
- R5. 2. 7 第14回軟式野球6市町担当者及び県競技運営チーム打合せ会議(武雄市役所)
- R5. 2. 27 第15回軟式野球6市町担当者会議(web会議)

(3) その他会議

- ・佐賀県担当者 (SAGA2024 総務連携・企画広報・競技運営・施設調整の各チーム) との用具整備、施設整備、広報物、宿泊輸送、競技運営、各補助金等について、ヒアリングや担当者会議を行いました。

3 先催地の調査研究

(1) 栃木国体視察

R4. 10. 6(木)～8(土) 国体視察6名参加 (有田町5名・佐賀県WL協会1名)  
 ≪ウェイトリフティング会場 小山市立体育館≫





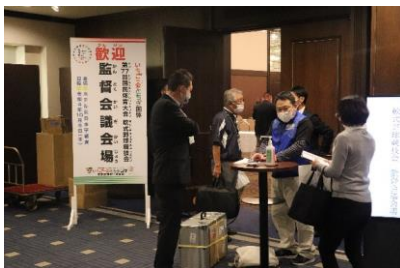
《 JR 小山駅周辺 》



《 軟式野球会場 》

↓ 益子町北運動公園 (初日は雨天の中予定試合消化)

前日の監督会議



↓ 小山市運動公園野球場



R4. 12. 20(火)～23(金) 事業概要説明会 4名参加 (有田町4名)

栃木県小山市、日光市にて開催されたウエイトリフティング及び軟式野球競技の後催県への引継ぎ説明会へ出席。



#### 4 広報啓発活動の推進

##### (1) 国スポホームページの開始

4月、町ホームページへ国スポ専用のバナーを開設しました。また、町広報へ専用ページを設ける等にて情報発信を行いました。

##### (2) 広報啓発グッズの作成

国スポ有田町オリジナルグッズ (のぼり旗、卓上のぼり旗、クリアファイル、横断幕、懸垂幕、バックボード、ボールペン、マグネットシート、カウントダウンボード) を作成。各課の窓口へ卓上のぼり旗や窓口用オリジナルボールペンを設置したり、町内6小中学校の児童生徒へクリアファイルを配布したり、オリジナルポロシャツやネクストラップを作成し町職員で購入着用するなどしてPRに努めました。また、カウントダウンボードを有田工業高校へ製作依頼し、完成したボードを庁舎入口等に設置しました。

横断幕・懸垂幕



マグネットシート



窓口用ボールペン



ネクストラップ



##### カウントダウンボード完成披露式 R5. 3. 16(木)



##### (3) 町行事での広報活動

町で行ったスポーツ行事等にて「国スポ〇〇日前イベント」としてPRを行いました。

R4. 6. 25(土) 大迫傑選手陸上教室

R5. 2. 25(土) 文化体育館フロア改修完成披露式



#### (4) 学校訪問

R4. 11. 9(水) ウエイトリフティングデモ (午前：西有田中学校 午後：有田中学校)

国スポPRとウエイトリフティング競技への関心を深めてもらうため、両中学校でWLのデモンストレーションを行いました。県内有力の2選手を講師に迎え、バーの重さを体感したり、生徒達も体を動かし正しいスクワット法を教わったりしました。



R4. 11. 25(金) パラスポーツ体験 (有田小学校)

佐賀県身障者協会より講師を招き、ボッチャとフライングディスクの体験を行いました。



#### (5) ボランティア及び協賛企業の募集

運営ボランティアの募集及び協賛企業の募集を令和5年3月より開始しました。



## SAGA 2024 有田町実行委員会

## 令和4年度収支決算書

## 1 収入

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	現予算額	決算額	差 額	説 明
1 負担金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	有田町負担金
2 繰越金	286,984	0	286,984	286,984	0	前年度繰越金
3 雑収入	16	0	16	12	4	預金利息
合 計	3,287,000	0	3,287,000	3,286,996	4	

## 2 支出

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	現予算額	決算額	差 額	説 明
1 総務費	1,200,000	200,000	1,400,000	1,251,358	148,642	
1 会議費	50,000	0	50,000	0	50,000	総会等会議 開催経費
2 旅 費	1,000,000	200,000	1,200,000	1,139,119	60,881	視察旅費 他
3 事務局費	150,000	0	150,000	112,239	37,761	通信費、振込手 数料 他
2 開催推進費	2,087,000	△200,000	1,887,000	1,131,387	755,613	
1 広報活動費	1,087,000	800,000	1,887,000	1,131,387	755,613	PR啓発グッ ズ作成 他
2 競技運営推 進費	1,000,000	△1,000,000	0	0	0	会場基本設計 費(当初予定)
合 計	3,287,000	0	3,287,000	2,382,745	904,255	

(収入合計)

(支出合計)

(残額)

3,286,996円 - 2,382,745円 = 904,251円

残額904,251円は、令和5年度へ繰り越します。

令和5年3月31日

SAGA 2024 有田町実行委員会  
会 長 松 尾 佳 昭

## 監 査 報 告

SAGA2024有田町実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和4年度の収支決算に関する関係帳簿、証拠書類、預金通帳について監査した結果、決算書のとおり計数に誤りがなく適正であることを認めます。

令和5年4月 日

監 事 (有田町監査委員 庄山 嘉 様) \_\_\_\_\_

監 事 (有田町会計管理者 多賀 和広 様) \_\_\_\_\_

## SAGA 2024 有田町実行委員会

## 令和5年度事業計画(案)

令和5年度事業計画を次のとおりとし、大会開催に向け円滑な準備業務に努める。

## 1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会(総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通)

## 2 競技別リハーサル大会の開催

## (1) 軟式野球競技

- 大会名 第45回西日本軟式野球大会(1部)
- 期間 令和5年5月20日(土)～5月22日(月) ※有田町は20日(土)のみ
- 会場 有田赤坂球場

## (2) ウエイトリフティング競技

- 大会名 内閣総理大臣杯 第60回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会  
レディースカップ 第15回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会
- 期間 令和5年11月22日(水)～11月26日(日)
- 会場 焱の博記念堂

## 3 事業の推進

## (1) 総務企画

本大会開催経費及びおもてなしに関する調査研究  
広報啓発活動及び町民協働運動の推進

## (2) 競技式典

本大会における競技運営に関する調査研究

## (3) 宿泊衛生

本大会における配宿及び衛生対策に関する調査研究

## (4) 輸送交通

本大会における輸送交通業務に関する調査研究

## 4 先催自治体の開催状況調査

## (1) 国民体育大会視察

- 場所 鹿児島県薩摩川内市
- 内容 有田町開催競技(ウエイトリフティング、軟式野球)の競技運営状況及び大会運営状況の調査。会場地周辺の準備状況調査。

## (2) 競技役員研修

ウエイトリフティングについて、競技運営システムの操作方法及びアナウンス技術を習得するため、近隣で行われる大会へ競技役員、競技補助員を派遣し研修を行う。

## 5 関係機関及び競技団体との連絡調整

県担当課や関係機関、競技団体との連携を密にし、大会開催に向け準備を行う。

## S A G A 2 0 2 4 有田町実行委員会

## 令和5年度収支予算(案)

## 1 収 入

(単位:円)

科 目	4年度予算額	5年度予算額	説 明
1 負 担 金	3,000,000	48,500,000	有田町負担金
2 繰 越 金	286,984	904,251	前年度繰越金
3 雑 収 入	16	1,000,749	ウエイトリフティングリハ大会出場者 参加料1,000千円 預金利息749円
合 計	3,287,000	50,405,000	

## 2 支 出

(単位:円)

科 目	4年度予算額	5年度予算額	説 明
1 総 務 費	1,400,000	2,405,000	
1 会 議 費	50,000	50,000	総会等会議開催経費
2 旅 費	1,200,000	2,200,000	鹿児島大会視察旅費 役員研修旅費
3 事 務 局 費	150,000	155,000	消耗品費、印刷製本費、通信費
2 開催推進費	1,887,000	2,500,000	
1 広報活動費	1,887,000	1,000,000	広報啓発グッズほか広報活動費
2 競技運営 推進費	0	1,500,000	リハーサル大会運営推進経費
3 リハーサル大会 運営費	0	45,500,000	
1 競技運営費 (ウエイトリフティング)	0	43,000,000	ウエイトリフティング競技関連経費 (会場設営、器具経費、役員旅費ほか)
2 競技運営費 (軟式野球)	0	2,500,000	軟式野球競技関連経費 (会場設営、用具経費、役員旅費ほか)
合 計	3,287,000	50,405,000	

## SAGA2024有田町実行委員会第3回専門委員会における

## 審議結果について

第3回専門委員会に委任された事項について審議決定した結果を、SAGA2024有田町実行委員会会則第13条第3項の規定により、次のとおり常任委員会へ報告します。

## ○ 審議結果(報告)

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) SAGA2024 有田町服飾整備要項       | 【総務企画】 |
| (2) SAGA2024 有田町遺失物・拾得物取扱要項  | 【総務企画】 |
| (3) SAGA2024 有田町保険加入要項       | 【総務企画】 |
| (4) SAGA2024 有田町広報記録実施要項     | 【総務企画】 |
| (5) SAGA2024 有田町 PR ポスター募集要項 | 【総務企画】 |
| (6) SAGA2024 有田町案内所設置運営要項    | 【総務企画】 |
| (7) SAGA2024 有田町休憩所設置運営要項    | 【総務企画】 |
| (8) SAGA2024 有田町情報通信業務実施要項   | 【競技式典】 |
| (9) SAGA2024 有田町大会弁当調達要項     | 【宿泊衛生】 |
| (10) SAGA2024 有田町医療救護実施要領    | 【宿泊衛生】 |
| (11) SAGA2024 有田町防疫対策実施要領    | 【宿泊衛生】 |
| (12) SAGA2024 有田町食品衛生対策実施要領  | 【宿泊衛生】 |
| (13) SAGA2024 有田町環境衛生対策実施要領  | 【宿泊衛生】 |

**SAGA2024有田町服飾整備要項****1 趣 旨**

この要項は、本町で開催する、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）において、本町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、役員、係員等の服飾について、必要な事項を定めるものとする。

**2 整備品目**

(1) 大会では次のものを貸与する。

ア IDカード（カードケースを含む。）

イ 帽子

ウ Tシャツ又はポロシャツ

エ その他大会の運営上必要が生じた識別用品（ビブスや袖付きベスト等）

**3 配付対象者**

配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮するものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手・監督
- (8) 視察員
- (9) 報道関係者
- (10) 大会関係者

**4 デザイン等**

識別用品のデザインは、原則として、町で統一できるものは統一したデザインとし、競技ごと及び役務ごとに識別できるものとする。

**5 服飾整備**

配付対象者は、原則として、SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する服飾を着用することとする。ただし、競技団体と実行委員会が協議の上、必要がある場合はこの限りではない。

**6 その他**

この要項に定めるもののほか、服飾整備に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

## SAGA2024有田町遺失物・拾得物取扱要項

## 1 趣 旨

この要項は、本町で開催する、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の期間中における、SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場内等及び実行委員会が借り上げたシャトルバス内で、遺失物及び拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、必要な事項を定める。

## 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届け出に係る取扱いは、実行委員会が設置する各競技会場内の受付案内所で実施するものとし、総務係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 拾得物は、予め定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意する。
- (3) その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合、高額な金品又は保管するに適當でないと思われるものについては、速やかに実行委員会事務局へ引き継ぐものとする。

## 3 届け出の処理

- (1) 拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入のうえ、拾得者に対して拾得物預かり書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物名札（様式第4号）を取り付け一時保管する。  
ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預かり書は拾得者に交付しないものとする。
- (2) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

## 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名又は押印を受ける。この場合において、本人であることの確認は、運転免許証等による届出人の住所、氏名の確認及び遺失物の内容と拾得物との照合により、必ず複数の係員で行う。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名又は押印を受ける。
- (3) 拾得物を遺失者に返還したときは、実行委員会事務局が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への届出等

- (1) 総務係は、各競技会場における競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会事務局に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、前号の拾得物を拾得の日から1週間以内に拾得物受理書（写し）と拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、2（3）により引き継いだ拾得物については、所轄警察署と協議のうえ速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物及び拾得物の取扱いについて必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、令和4年10月26日から施行する。



## SAGA2024有田町保険加入要項

## 1 趣 旨

この要項は、本町で開催する、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催準備及び開催期間中の業務（以下「開催期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

## 2 契 約

保険は、SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

## 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

## (1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

## ① 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

## ② 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

## ③ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

## ④ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

## ⑤ ボランティア賠償責任事故

ボランティア活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

## (2) 傷害事故

競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会の開催期間中等に従事している時、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

## 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

## (1) 損害賠償責任事故

- ① 故意による事故
  - ② 地震、台風等の天災による事故
  - ③ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
- ① 保険対象者の故意による事故
  - ② 地震、台風等の天災による事故
  - ③ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
  - ④ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
  - ⑤ その他保険約款上に定めのあるもの

## 5 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

様式第1号

## 事故報告書

令和 年 月 日

SAGA2024有田町実行委員会  
会長 松尾 佳昭 様

報告者

事故発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名 年齢 才 男・女
	TEL ( ) —
医療機関	住所
	名称 TEL ( ) —
	担当医師 その他
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

## SAGA 2024 有田町広報記録実施要項

## 1 趣 旨

この要項は、SAGA 2024 有田町広報基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）を広く町民に周知し、理解と協力のもと、町民総参加の大会とするため、大会に関する情報を町民に提供するとともに、大会の様子等を広報・記録するために必要な事項を定める。

## 2 実施方法

SAGA 2024 有田町実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、広報・記録を実施する。

## 3 広 報

各種媒体を利用した広報活動として、以下のとおり実施する。

## (1) 印刷物等による広報

## ア 独自印刷物の作成・配布

県が作成する印刷物との調整を図りながら、ポスター、パンフレット等必要な印刷物を効率的に作成し、配布する。

## イ 独自啓発用品の作成・配布

啓発用物品を作成し、各種イベント等において配布を行い、広報活動を展開する。

## ウ 広報紙等の活用

町が発行する広報紙へ大会関連記事掲載や、関係団体が発行する刊行物等への掲載協力依頼を積極的に行う。

## (2) マスコミ等による広報

新聞、テレビ、CATVなど、報道機関との緊密な連携を図り、積極的に情報提供を行う。

## (3) ニューメディアによる広報

ホームページ、ソーシャルネットワーク等を積極的に活用し、迅速かつ広域的な情報の提供を行う。

## (4) 工作物や各種イベント等による広報

## ア 工作物の製作・設置

広告塔・懸垂幕・横断幕等を製作し、効果的な場所に設置を行う。

イ 関係機関・団体等が行う各種イベント、町内保育園、幼稚園、小中学校等において、積極的に啓発活動を行う。

ウ 主催、または、関係機関・団体等が行う各種イベントにおいて、啓発グッズの配布等を行う。

## 4 記 録

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録・保存する。

## (1) 写真・映像等による記録撮影

## (2) 撮影済みデータの整理・保管

## 5 報告書

大会の準備経過及び開催結果等を記録保持するため、報告書を作成する。

### (1) 作成方法

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録し、大会報告書を作成する。また、作成にあたっては、必要に応じCD・DVDを添付し、簡素なものとする。

競技別リハーサル大会における一般配布を目的とした大会報告書については、原則作成しない。

### (2) 配布

配布物は、必要な範囲とする。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、広報記録の実施に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

**SAGA 2024 有田町PRポスター募集要項****1 趣 旨**

令和6年に開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024 国民スポーツ大会」(以下国スポという。)をテーマとした図画作品の制作を通じて、町内の児童・生徒を対象に国スポをより身近に感じてもらうとともに、多くの町民の記憶に残る取り組みとなるようなポスターデザインを募集します。

**2 主 催**

有田町

SAGA 2024 有田町実行委員会 (以下、「町実行委員会」という。)

**3 作品のテーマと募集内容**

有田町における国スポの開催がイメージでき、町内外の人々に発信しPRする内容を表現したもの。

例1: 開催競技を表現

ウエイトリフティング 軟式野球

例2: 有田町の観光、歴史、自然、文化等と開催競技

**4 募集対象者**

有田町内にある小学校・中学校・高等学校に在籍、又は有田町内に居住する児童・生徒とする。

**5 応募受付期間**

令和5年8月1日から令和5年8月31日まで

※当日消印、宅配受付有効

※学校を通じての応募は令和5年9月8日までとする。

**6 募集部門**

- (1) 小学校低学年の部 (1年生～3年生)
- (2) 小学校高学年の部 (4年生～6年生)
- (3) 中学校の部 (中等部を含む)
- (4) 高等学校の部 (高等部を含む)

**7 応募規格・応募条件**

- (1) 四つ切画用紙 (382mm×542mm) で、縦方向で使用する。
- (2) 彩色材料・技法は制限無し。  
※画材 (例) クレヨン・クレパス、ペン、水彩絵の具、ポスターカラーなど  
※技法 (例) 版画、コラージュ (貼り絵)、CG
- (3) コンピュータグラフィックス (CG) 作成は、原寸大データ (CD-ROM) とA4サイズの出  
力見本を添付して提出することとする。

- (4) 図案には、大会名称やスローガンなどの文字を入れない。また、佐賀県が作成した「SAGA2024」のロゴやピクトグラムの図案を入れない。なお、応募があった作品の中から、町実行委員会が実際のポスター等として使用する際は、「SAGA2024」のロゴや開催日時・場所等、必要事項を記入し使用できるものとする。

## 8 応募方法

- (1) 応募用紙（様式第1号）に必要事項（学校、学年、氏名、住所、電話番号、作品に込めた思い）を記入し、作品裏面の右下に貼り付ける。
- (2) 作品は各学校でとりまとめ、直接、町実行委員会事務局に持参又は送付することとする。

## 9 応募上の注意

- (1) 応募は1人につき1点とする。
- (2) 応募作品は応募者本人が創作した未発表の作品に限る。
- (3) 応募作品の返却はしないこととする。
- (4) 応募作品の著作権・商標権及びその他一切の権利は、町実行委員会に帰属する。
- (5) 応募作品の著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となる。
- (6) ポスター等に使用する作品は、製作者の承諾なしに作品の趣旨を損なわない範囲で一部加筆・修正することがある。
- (7) 個人情報については、審査・発表に関わる事項以外には使用しない。ただし、入賞者の学校名、学年及び氏名については公表するものとする。
- (8) 応募規格・応募条件にそぐわない場合は、選考の対象外となる。

## 10 選考及び表彰

- (1) 応募作品の選考は、町実行委員会が委嘱する選考委員会が行う。
- (2) 表彰は、各部門から最優秀賞1点、優秀賞2点を選定し、賞状と記念品を贈呈する。
- (3) 入賞者には、学校長を通じて通知するほか、報道機関等に発表する。
- (4) 応募者全員に参加賞を用意する。
- (5) 令和5年9月末に選考委員会による選考を行い、入賞作品を選定する。その後、入賞者の表彰を行う。開催期日については、入賞者に別途連絡するものとする。

## 11 作品の活用方法

- (1) 応募作品は、国スポPRのため、各種催事や各競技会場において展示する。
- (2) 入賞作品は、ポスター等PR用品をはじめ、大会運営にかかる各種印刷物の図案や町実行委員会ホームページ等の広報活動の図案として活用する。

## 12 応募・問い合わせ先

〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙 1002 番地 2  
SAGA2024 有田町実行委員会事務局(有田町教育委員会生涯学習課内)  
電話 0955-43-2314 FAX 0955-42-6309 メール [syogai@town.arita.lg.jp](mailto:syogai@town.arita.lg.jp)

## 13 その他

応募された作品のほか、表彰式の様子を撮影した写真を、町広報誌や町ホームページ等の広報に使用する場合がある。

### 附 則

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

(様式第1号)

SAGA2024国スポ  
有田町PRポスターデザイン 応募用紙

学校名		学年	
ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号			
作品に込めた思い			

整理番号	
------	--

※整理番号欄には何も記入しないでください。



**SAGA2024有田町案内所設置運営要項****1 趣 旨**

この要項は、SAGA2024有田町歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者及び観覧者（以下「大会参加者」という。）の利便性を高めるため、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の情報を広く提供するとともに町内周辺の観光情報等を発信するため、大会の開催に伴い設置する案内所について必要な事項を定めることを目的とする。

**2 案内所の種類及び設置場所**

- (1) 案内所は総合案内所及び受付案内所とする。
- (2) 総合案内所の設置場所は、JR有田駅周辺とする。
- (3) 受付案内所の設置場所は、各競技会場に原則として1箇所とする。

**3 設置期間及び開設時間**

各案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、業務の実情に応じて変更できるものとする。

- (1) 総合案内所  
設置期間は、競技会開催初日の2日前から競技会が終了する日までとし、開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、競技別リハーサル大会においては、設置しないものとする。
- (2) 受付案内所  
設置期間は、各競技会の開催期間とし、開設時間は、競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。

**4 業務内容**

- (1) 総合案内所
  - ア 競技会場、練習会場、競技日程等の競技案内に関すること。
  - イ 宿泊、輸送、交通の案内に関すること。
  - ウ 観光及び物産等の案内に関すること。
  - エ その他案内業務に関すること。
- (2) 受付案内所
  - ア 大会参加者等の受付及び資料等の配付に関すること。
  - イ 競技会場、練習会場、競技日程等の競技案内に関すること。
  - ウ 輸送、交通、宿舎、観光及び物産等の案内に関すること。
  - エ 障害等のある方への対応及び案内介助誘導に関すること。
  - オ 遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
  - カ 問い合わせ等の対応及び迷子の保護に関すること。
  - キ 一般観覧者に対する案内に関すること。
  - ク その他各種案内に関すること。

**5 備付物品・消耗品等**

案内所には、業務に必要な物品、消耗品等を備え付け、管理運営する。

## 6 関係機関・団体等との連携

案内所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

## 7 その他

- (1) 競技別リハーサル大会に関する受付案内所の設置については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所の設置に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

**SAGA2024有田町休憩所設置運営要項****1 趣 旨**

この要項は、SAGA2024有田町歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者及び観覧者（以下「大会参加者等」という。）に憩いと交流の場を提供するため、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会の開催時に設置する休憩所について、必要な事項を定めることを目的とする。

**2 設置場所**

休憩所は各競技会場に設置する。

**3 設置期間及び開設時間**

設置期間は、原則として各競技の開催期間とし、開設時間は、各競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実情に応じて変更できるものとする。

**4 業務内容**

- (1) 大会参加者等に対する湯茶、各種飲料の提供に関すること。
- (2) 休憩所内のテーブルやイス、その周辺の整理整頓及び衛生的な管理に関すること。

**5 関係機関・団体等との連携**

休憩所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関、団体等の協力を得て実施する。

**6 その他**

- (1) 競技別リハーサル大会に関する休憩所の設置については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

**SAGA2024有田町情報通信業務実施要項****1 趣旨**

この要項は、「SAGA2024有田町情報通信計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について万全を期し、大会の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

**2 情報通信業務の種類****(1) 競技会運営に関する通信**

競技会場及び練習会場等に必要な情報通信機器を設置し、競技会の円滑な運営を図る。

**(2) 記録業務の実施に必要な情報通信設備**

競技記録を迅速かつ正確に送受信し、記録業務を円滑かつ効率的に実施するために必要となる各種情報通信設備を整備する。

**(3) 輸送・交通業務に関する通信**

選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

**(4) 警備・消防防災業務に関する通信**

関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

**3 通信機器**

上記2の業務を遂行するために使用する通信機器は、次のとおりとする。

**(1) 臨時加入電話****(2) 携帯電話****(3) 無線通信機器****(4) パソコン****(5) ファクシミリ****(6) 映像機器（同時配信に必要なもの）****4 配置**

(1) パソコンは実施本部、競技会場、その他必要な箇所に設置する。

(2) 携帯電話及び無線通信機器は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。

(3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。

**5 通信機器の管理及び保管**

(1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。

(2) 大会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ実施本部へ返還する。

**6 その他**

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、この要項を準用する。

**附 則**

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

**SAGA2024大会弁当調達要項****1 趣 旨**

この要項は、SAGA2024有田町宿泊基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会及びブリハーサル大会(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員並びに視察員、報道員及びその他関係者(以下「大会参加者等」という。)に提供する弁当の調達に関する必要な事項を定める。

**2 実施方法**

SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関等と十分連絡調整を図り、協力を得て大会参加者等の弁当調達業務を実施するものとする。

**3 弁当調達計画**

大会に係る弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し弁当調達計画を作成する。

**4 対象及び弁当調達期間**

- (1) 選手、監督、視察員及び報道員(以下「選手・監督等」という。)のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等(以下「役員等」という。)を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

**5 弁当調製施設の指定及び取り消し**

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生法等の関係法令に基づき、許可を取り消され、又は営業の全部若しくは一部を禁止され、若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
  - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当の調理を第三者に委託したとき。
  - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

**6 弁当引換所の設置及び運営**

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

**7 弁当調達業務の委託**

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

**8 その他**

この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要項は、令和4年10月26日から施行する。

## SAGA 2024 有田町医療救護実施要領

### 1 趣 旨

この要領は、「SAGA 2024 有田町医療救護要項」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 救護本部の設置

大会期間中は第78回国民スポーツ大会有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）に救護本部を設置し、競技会場及び練習会場の従事者、宿舍の管理者並びに関係機関との連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。

### 3 競技会場における医療救護

#### (1) 救護所の設置

ア 救護所を競技会場に設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、競技会係員等により編成する救護係を配置する。設置に当たっては、衛生管理に留意し、傷病者が十分休養できるように努めるとともに、医薬品、医療器具（AEDを含む。）その他必要な物品（以下「医薬品等」という。）を配備する。

イ 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

ウ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。

#### (2) 業務内容

ア 救護係の従事者は、傷病者が発生した場合は、必要に応じ応急処置を行うとともに、処置記録兼診療依頼書（様式第1号）に所定の事項を記載する。

イ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請するなど搬送措置を講じる。この場合においては、所定の事項を記載した処置記録兼診療依頼書（様式第1号）の写しを作成のうえ当該依頼書の原本を傷病者に交付し、搬送の際は必ず医療機関を受診する傷病者のチーム関係者（同行者）等（以下「チーム関係者等」という。）を同行させるものとする。

ウ 傷病者を医療機関に搬送した場合は、速やかに救護本部へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、その都度救護本部へ報告する。

### 4 練習会場における医療救護

関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準じる。

### 5 宿泊施設における医療救護

(1) 宿泊施設の管理者は、救急自動車等を必要としない傷病者の場合には、最寄りの医療機関を紹介する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。

(2) 宿泊施設の管理者は、医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合には、必要に応じて救急自動車等の出動を要請する。この場合には、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(3) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合には、救護本部に次の事項を速やかに報告する。ただし、夜間の場合には翌日の報告とする。

- ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先
- イ 参加区分及び競技種目
- ウ 宿泊施設名及び連絡先
- エ 事故又は傷病の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況並びに競技参加の支障の有無
- オ 搬送した医療機関及び搬送方法
- カ 付添者の氏名及び連絡先

## 6 事務処理

救護所の医師、看護師、保健師、係員は、業務の実施に当たりお互いに連携を図りながら、次の書類に所定の事項を記載処理し、当日の業務終了後、速やかに救護本部に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 救護日報（様式第2号）
- (3) 救護所等取扱患者一覧表（様式第3号）

## 7 アンチドーピング

救護所及び練習会場に配備する医薬品等については、関係機関・団体等の協力を得て、アンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

## 8 医療費の負担

- (1) 医療機関は、傷病者が保険証を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。
- (2) 救護所、練習会場での応急処置及び救急自動車等による搬送に要した費用は、傷病者の負担としない。

## 9 関係機関への協力要請

実行委員会は、関係機関の協力を得て、医療機関及び地元消防署に対し、傷病者の受け入れ及び搬送の医療救護対策への協力を要請する。

## 10 その他

- (1) 医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。
- (2) 医療救護関係者の心得として、傷病者に対して親切・迅速な対応に努め、傷病者の状況を記録する。
- (3) 実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員、一般観覧者等に入院患者が発生した場合には、SAGA2024佐賀県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）に入院患者発生速報（様式第4号）をFAXにより、速やかに報告する。また、大会終了後は、救護所等取扱患者一覧表（様式第3号）をFAXにより、県実行委員会に報告する。
- (4) 救護所関係書類の保管及び関係医療機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意する。
- (5) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

1 処置記録

発症場所			発行番号	No.
	・競技中・観戦中・移動中 ・その他 ( )		発行日時	令和 年 月 日 時 分 頃
受診者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	M・T・S・H 男・女 年 月 日生 歳	参加区分	・選手・監督・役員 ・観客・その他 ( )
			競技名	
			会場名	
	住所 連絡先	都道府県名 ( ) (TEL - - ) (携帯 - - )	付添者	(TEL - - )
		保険証所持の 有 無	有 ・ 無	
応急 手当 の 内 容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症 打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、(挫・切・裂) 創、歯牙の外傷 (受傷部位： ) その他 ( ) 2 発症(事故)原因 3 処置内容(処置時間：時 分) 4 使用医薬品 5 転帰、患者への指示(搬送：有 ・ 無 ) 記入者(職・氏名) _____			

2 診療依頼

搬送先医療機関 当医 様

SAGA2024国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いします。

令和 年 月 日

SAGA2024有田町実行委員会  
会長 松尾佳昭 ㊟

3 署名同意

個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に、本書を医療機関へ送付すること及び搬送先医療機関から第SAGA2024有田町実行委員会に返送することについて、承諾します。

患者同意欄(署名) \_\_\_\_\_

4 搬送先医療機関による診療内容

下記診療内容欄に記入後、枠外に患者又は付添者の同意の署名をいただいたうえで、この用紙をSAGA2024有田町実行委員会事務局まで、当日中にFAXで送付いただきますようお願いいたします。

FAX番号 0955-43-6309

診療内容	1 傷病名 _____
	2 治療内容・使用医薬品・その他 _____
	医療機関名 _____ 診療医師名 _____



様式第2号

救 護 日 誌

年月日	令和 年 月 日 ( ) 天候	記入者名	
競技名		救護所	時 分から
競技会場		開設時間	時 分まで

担当従事者氏名		従事時間	
医 師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
看護師・保健師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
係 員		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
その他		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで

取扱患者数		左記のうち医療機関搬送数
選 手	人	人
監 督	人	人
役 員	人	人
観 客	人	人
その他	人	人
合 計	人	人

傷 病 者		内 容		
診療依頼書発券番号	氏 名	搬送の有無	搬送機関	傷病
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		

月 日 ( ) 競技名 会場名

区 分		取扱患者数					うち医療機関搬送者の数						
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感 冒	男												
	女												
貧 血	男												
	女												
頭 痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲 労	男												
	女												
眼 症	男												
	女												
耳 症	男												
	女												
打 撲	男												
	女												
捻 挫	男												
	女												
骨 折	男												
	女												
脱 臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
(挫・切・裂) 創	男												
	女												
歯牙の 外 傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
	男 計												
	女 計												
合 計													

入院患者発生速報

SAGA2024佐賀県実行委員会 宛

		報告者氏名	
患者	氏名	生年月日 性別	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	都道府県名	参加区分	<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 観客 <input type="checkbox"/> その他 ( )
競技種目		会場	
宿舎名			
発生時間	<input type="checkbox"/> 午前 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 午後		
発生場所			
発生原因 及び状況			
症状 (傷病)			
競技参加の 支障の有無			
入院先医療機関名			
使用医薬品			
備考			

## SAGA2024有田町防疫対策実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、「SAGA2024有田町防疫対策実施要項」に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 実施業務

## (1) 感染症予防意識の普及啓発

SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所等の関係機関・関係団体と連携し、感染症の発生を予防するため、選手・監督、役員その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）及び一般観覧者に対し、衛生意識の普及啓発を行い、防疫に対する意識の向上に努める。

## (2) 検便の実施

ア 実行委員会は、次の施設の利用を指定した場合には、施設の代表者に対し、大会開催前における食品関係従事者の検便を実施するよう依頼する。

(ア) 大会関係者等の宿泊施設（転用施設を含む）

(イ) 大会関係者等に昼食を提供する施設

(ウ) 大会関係者等の飲食営業施設

(エ) その他特に必要と認めたもの

イ 検査の対象とする病原菌は赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌とする。尚大会関係者等に昼食弁当を提供する施設については、ノロウイルスも含むものとする。

ウ 検査の結果、陽性と判断された者及び一般観覧者に感染症の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所等の関係機関・関係団体と連携し感染症法等に基づき必要な処置を講じるとともに、大会への影響を防ぐように努める。

## (3) 感染症患者に関する措置

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時など、緊急時の連絡体制を整備する。

## 3 その他

この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

**SAGA2024有田町食品衛生対策実施要領****1 趣 旨**

この要領は、SAGA2024有田町食品衛生対策要項に基づき、第78回国民スポーツ大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

**2 実施業務****(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発****ア 広報活動**

SAGA2024有田町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は保健所等の協力のもと、広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

**イ 食品衛生講習会**

実行委員会は、保健所と連携して、食品衛生講習会を実施する。

**(2) 監視指導**

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに、一般観覧者に食品を提供する次にあげる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

**ア 宿泊施設****イ 弁当調製施設****ウ 弁当引換所****エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店（臨時的施設を含む。）****オ 土産食品等の食品製造・販売施設****(3) 食中毒発生時の対応**

ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

**3 緊急連絡体制の整備**

実行委員会は、大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備する。

**4 その他**

この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

## SAGA2024有田町環境衛生対策実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、SAGA2024有田町環境衛生対策要項に基づき、大会における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 実施業務

## (1) 競技会場等の美化

ア SAGA2024有田町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生防止を行う。

イ 競技会場及び練習会場(以下「競技会場等」という。)にごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等の公衆トイレ(仮設を含む。)は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

エ 喫煙可能な競技会場等においては、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、また、受動喫煙の防止に考慮した場所を選定し、指定喫煙所を設置する。

## (2) ごみの減量化及びリサイクルの推進

ア 競技会場では、有田町が定めるごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。

イ 競技会場等で発生したごみは、必要に応じて清掃業者へ収集運搬業務の委託を行い、適正に処理する。

ウ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

## (3) 宿泊施設における衛生対策

実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を図る。

## (4) 飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

## 3 その他

この要領の定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。

**S A G A 2 0 2 4 有田町実行委員会**  
**第 3 回常任委員会**

**審 議 事 項**

SAGA2024有田町実行委員会第3回各専門委員会における

審議結果について

第3回各専門委員会に付託された事項について調査審議した結果を、SAGA2024有田町実行委員会会則第13条第2項の規定により、次のとおり常任委員会へ報告し、その承認を求めます。

○ 審議結果

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| (1) SAGA2024 有田町情報通信基本計画 (案)       | 【競技式典】 |
| (2) SAGA2024 有田町リハーサル大会競技別輸送計画 (案) | 【輸送交通】 |



## SAGA2024有田町情報通信基本計画(案)

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」において、有田町で実施する情報通信設備については、「SAGA2024有田町開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら情報通信設備の整備を図り、大会の運営に万全を期する。

## 2 内容

## (1) 大会運営に必要な情報通信設備

大会を円滑に運営するため、競技会場に配置する実施本部や外部関係者等との通信及び実施本部員間での通信に必要となる情報通信設備を整備する。

## (2) 記録業務の実施に必要な情報通信設備

競技記録を迅速かつ正確に送受信し、記録業務を円滑かつ効率的に実施するために必要となる各種情報通信設備を整備する。

## (3) 参加者等への情報提供に必要な情報通信設備

大会に参加する選手、監督及び役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者(以下、「大会参加者等」という。)に対し、便宜を図るための様々な情報や競技日程、結果等の情報を迅速に提供するために必要となる各種情報通信設備を整備する。

## 3 推進にあたって

## (1) 安心・安全の確保

大会参加者等の安心・安全を確保するため、感染症や災害に備えて競技団体等との役割分担や連絡体制づくりに取り組む。

## (2) 開催経費の縮減

情報通信設備は、可能な限り既存の設備を活用することとし、整備にあたっては、関係機関、団体等と十分な調整を行い、既存の通信環境に合致し、効率性、経済性が高い情報通信設備を整備する。

## (3) デジタル化の推進

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会運営や競技記録における情報について、デジタル技術を活用して、より分かり易く、かつ、リアルタイムで発信できるように努める。

## (4) 環境問題への配慮

大会で使用する記録用紙や印刷物は必要最低限とし、デジタル媒体で代用できるものは可能な限り活用しながら、環境に配慮した業務に努める。

## 4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## SAGA2024有田町リハーサル大会競技別輸送計画(案)

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会(以下「大会」という。)の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「SAGA2024有田町輸送交通業務実施要項」に基づき、輸送計画を作成する。

## 2 輸送

大会関係者及び一般観覧者の輸送は、原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて輸送を行う。

## 3 駐車場

- (1) 大会関係者等の駐車場は、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に臨時駐車場として使用できるスペースを確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、大会関係車両等に対し事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 大会関係者及び一般観覧者が周辺の指定外区域へ駐車することがないように周知徹底を図る。

## 4 来会意向調査

各競技開催前に大会関係者の来会意向調査を行い、来会時の交通手段や宿泊施設等の把握に努める。

## 5 大会輸送計画

## (1) ウエイトリフティング

大会名：内閣総理大臣杯第60回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会  
レディースカップ第15回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会  
競技会場：焱の博記念堂

会期：令和5年11月22日(水)～26日(日)

【輸送対象者と1日あたりの実員数】(最大参加日想定)

輸送対象者	人数
選手・監督	213
競技役員	104
競技補助員(高校生等)	24
競技会係員(町職員等)	45
競技会補助員(動画配信係)	2
競技会補助員(ボランティア等)	5
一般観覧者	100

## 【駐車場】

駐車場名
歴文公園内駐車場
歴文公園内駐車場
歴文公園内駐車場
調整池駐車場
歴文公園内駐車場
歴文公園内駐車場又は調整池駐車場
歴文公園内駐車場又は調整池駐車場

※歴文公園内駐車場(一番広い一般駐車場のみ。石畳部分除く)最大250台

※調整池駐車場 約100台

※タクシー、福祉車両、来賓関係者は、焱の博記念堂前の駐車とする。

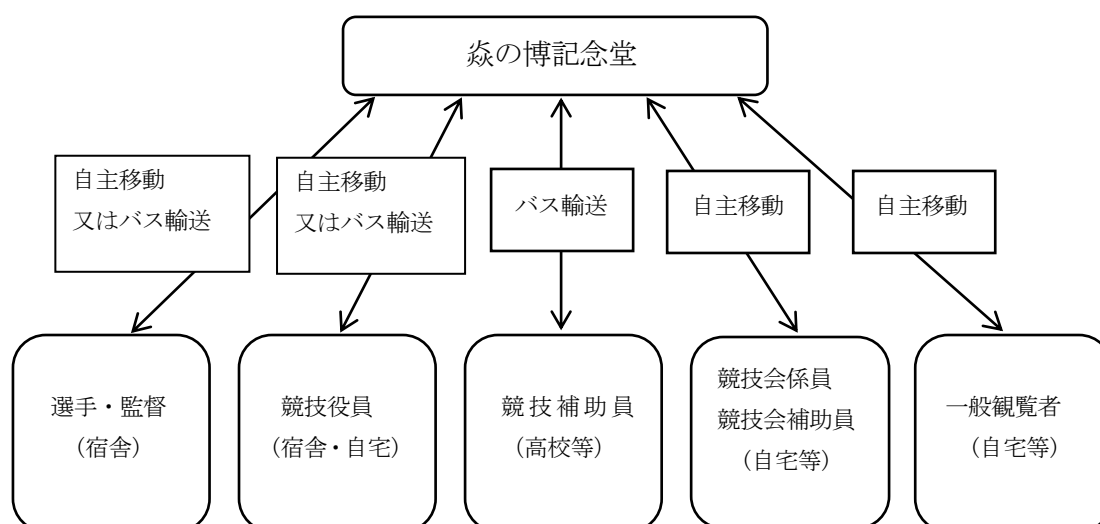
【ウエイトリフティング：輸送の基本的な考え方】

選手・監督及び役員は、原則自主移動であるが、広域配宿及び早朝からの出場も考慮し、主に早朝、夕方の宿泊地から会場間のシャトルバス輸送、有田駅から会場間のシャトルバス輸送を検討する。なお、歴文公園内へ駐車できる車輛の許可証を事前に発行し送付することとする。

【参加者各員の移動・駐車場所】

- ① 選手・監督の駐車場所は、歴文公園内駐車場とする。
- ② 競技役員（高校生等）の移動は、バス輸送とする。
- ③ 競技補助員（町職員等）の移動は、バス輸送とする。
- ④ 競技会係員（町職員等）の移動は、公用車乗り合わせにより現地入りし、駐車場所は調整池駐車場とする。
- ⑤ 競技会補助員の移動は、原則自主移動及び必要に応じバス輸送とし、自主移動の駐車場所は歴文公園内駐車場又は調整池駐車場とする。
- ⑥ 一般観覧者の移動は、原則自主移動とし、駐車場所は歴文公園内駐車場又は調整池駐車場とする。

【フロー】



(2) 軟式野球

大会名：第45回西日本軟式野球大会（1部）

競技会場：有田赤坂球場

会期：令和5年5月20日（土）

【輸送対象者と1日あたりの実員数】（最大参加日想定）

輸送対象者	人数
選手・監督	100
競技役員	31
競技補助員（中学生等）	20
競技会係員（町職員・ボランティア等）	28
一般観覧者	50

【駐車場】

駐車場名
アリタセラ駐車場（球場に一番近いスペースを確保）
アリタセラ駐車場（球場に比較的近いスペースを確保）
アリタセラ駐車場（送迎含）
アリタセラ駐車場
アリタセラ駐車場

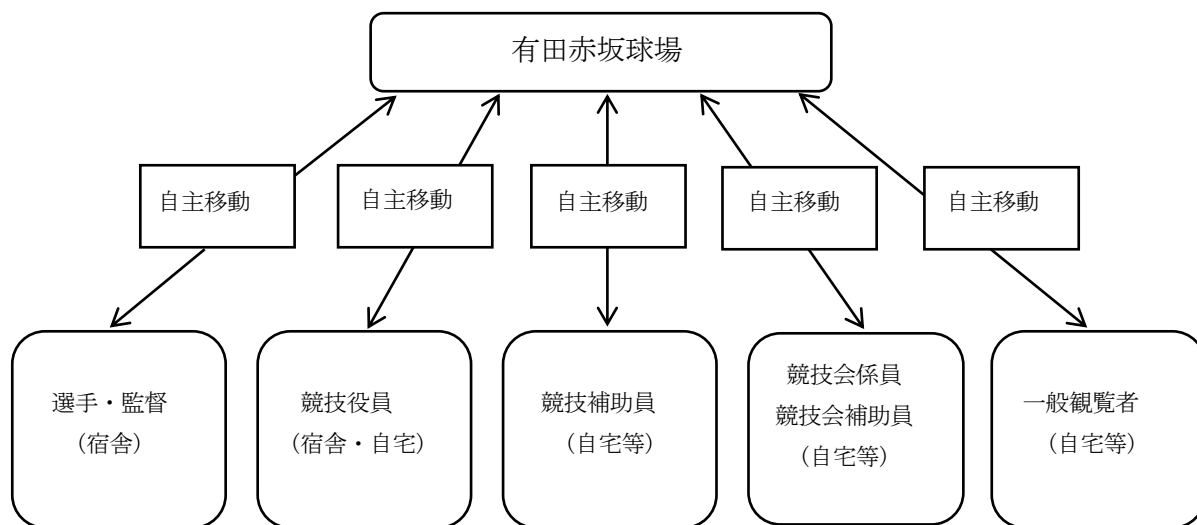
### 【軟式野球：駐車場の基本的な考え方】

赤坂球場内駐車場はスペースが少なく、ファールボールの危険もあるので、基本的にはアリタセラ駐車場を案内する。なお、選手・監督及び審判員等を球場に近いスペースに駐車させるため、アリタセラ駐車場内は係員ごとに駐車スペースを区分し、誘導サインにて分かり易く表示し、駐車場係にて誘導を行う。また、選手・監督及び審判員には駐車できる車輛の許可証を事前に発行し送付することとする。

### 【参加者各員の駐車場所】

- ① 選手・監督の移動は、原則自主移動とし、駐車場はアリタセラ駐車場（球場に一番近いスペースを選手・監督車輛として確保）とする。球場入口付近及び駐車場内外にて分かり易く駐車場係が誘導を行う。
- ② 競技役員（町職員）及び競技会補助員（ボランティア）の移動は、原則自主移動とし、駐車場はアリタセラ駐車場（球場に比較的近いスペースを競技役員車輛として確保）とする。
- ③ 競技補助員（中学生等）の移動は、原則自主移動とし、駐車場はアリタセラ駐車場（自転車を置くスペースを確保）とする。
- ④ 競技会係員（町職員）及び競技会補助員（ボランティア）の移動は、原則自主移動とし、駐車場はアリタセラ駐車場とする。
- ⑤ 一般観覧者の移動は自主移動とし駐車場はアリタセラ駐車場とする。

### 【フロー】



## 6 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は関係機関と協議し、別に定める。